

## ウェルビーイング推進課 業務規定

### 第1条（目的）

本規定は、看護支援部に設置する「ウェルビーイング推進課」（以下「本課」という。）の組織および業務の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

本室は、看護職員の心身の健康保持および職場適応を支援し、安心して働ける環境を整備することを目的とする。

### 第2条（設置）

本課は、看護支援部に属する付属組織として設置する。

看護支援部部長の指示のもと、看護職員のメンタルヘルスおよび職場環境に関する支援を行う。

### 第3条（業務）

本課は、次の各号に掲げる業務を行う。

1. 職場内での人間関係や業務に関する相談対応・助言
2. 職員のメンタル面・モチベーション面の観察と早期対応
3. ハラスメントに関する相談対応
4. 所属部署間を越えた横断的な連携支援
5. キャリア形成や能力開発に関する相談支援
6. 職場環境や業務運営に関する意見・提案の収集と上申
7. メンター活動に関する記録・報告書の作成
8. その他、看護支援部部長が必要と認める事項

### 第4条（構成）

1. 本課には次の職員を置く。  
経験豊富な看護師（看護管理経験者など）
2. 必要に応じて、産業医、臨床心理士、人事担当者等と連携を行うことができる。

### 第5条（役割）

メンターは、看護職員の心の健康を守る伴走者として、次の業務を行う。

1. 個別相談の実施および傾聴支援
2. 必要に応じた上司・関係部門への情報共有（本人の同意のもと）
3. メンタルヘルスに関する研修・啓発活動への協力
4. 職場適応支援および職員同士の関係調整支援
5. 看護職員のウェルビーイング向上を目的とした提案・活動

### 第6条（相談対応）

1. 相談は原則として**秘密を厳守**する。
2. 本人の同意なしに、相談内容を第三者に開示しない。  
ただし、生命・身体・安全の保持が困難と判断される場合はこの限りでない。
3. 相談は基本対面による面談行う。

### 第7条（記録および管理）

1. 本課は、相談記録・活動記録を適正に作成・保管する。
2. 記録は本人のプライバシーに十分配慮し、個人情報保護法および院内規定に従って管理する。

**第8条（研修・啓発）**

本課は、看護職員を対象としたメンタルヘルス研修、ストレスマネジメント研修等を企画・実施し、心の健康に関する理解の促進を図る。

**第9条（報告）**

本課の活動状況は、定期的に看護支援部部長へ報告し、必要に応じて院内会議等にて共有する。

**第10条（施行）**

本規定は、令和8年1月5日より施行する。  
なお、運用状況を踏まえ、必要に応じて改定を行う。

---